平成22年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1.「電気事業法施行規則」の一部改正について

(平成22年6月24日)

「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」の付属書が改正されたことに伴い、「電気事業法施行規則」の一部改正する省令が定められた。当該省令の別表四の八の表の上記付属書の記載が改正された。

(経済産業省 原子力安全・保安院 ホームページより)

2.「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)」の制定について

(平成22年7月7日)

電気事業法第50条の2第3項及び第55条第4項に規定する審査を実施する ため使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)を定めた。施行は平成23年4月 1日である。平成21年4月1日付け安全管理審査実施要領(内規)は廃止される。

(経済産業省 原子力安全・保安院 ホームページより)

3.電気事業法施行規則の一部改正について

(平成23年3月14日)

一定の要件を満たす未利用エネルギーを活用した水力発電設備及び汽力発電設備について電気事業法の規制の見直しを行うため,電気事業法施行規則の改正を行った。

また,この改正に伴い,以下の告示が変更になった。

(新たに制定された告示)

「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備 及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備 及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電 所及び火力設備を定める件」

(廃止された告示)

「電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第七号並びに第五十 六条の表第六号及び第七号の規定に基づき、小型のガスタービンを原動力とす る火力発電所及び火力設備を定める告示」(平成13年経済産業省告示第33 3号)

(一部改正を行った告示)

「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号八及び第二号ロの機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示」(平成16年経済産業省告示第249号)

(経済産業省 原子力安全・保安院 ホームページより)

4.電気関係報告規則等の一部を改正する省令について

(平成23年3月31日)

昨年5月10日に公布された大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)において、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)について、事故時の措置の対象の追加がなされました。これに伴い、水濁法における事故時の措置に係る電気事業法(昭和39年法律第170号)の相当規定たる電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)について所要の改正が行われた。また、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)についても、技術的改正が行われた。

(経済産業省 原子力安全・保安院 ホームページより)

5.電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部 改正について

(平成23年3月31日)

電力設備から発生する磁界に係る規制の導入等のために、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部が改正された。

(経済産業省 原子力安全・保安院 ホームページより)